

「ふるさと納税」
あなたの想いを伝えてください。

生まれ育った甲府に貢献したい、大好きな甲府を応援したいと考える皆様、
ぜひ、「ふるさと納税」を利用して、甲府市への応援をお願いします。

“ふるさと甲府”を
応援してください！



5,000円以上のご寄附をお寄せいただいた方には、
旬の果物や野菜など甲府市の特産品をお贈りいたします。



美しい自然に囲まれた「ふるさと甲府」

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税とは、地方自治体への**寄附金**です。

全国の都道府県・市区町村に対し、何ヶ所でも何回でも寄附することができます。

個人の場合：翌年の確定申告により、所得税や住民税の控除を受けることができます。

法人の場合：法人税法により全額損金算入できます。

※ご指定がない場合は、いずれかの事業のために大切に活用させていただきます。

次のメニューの中から活用先をご指定ください。

寄附金はこのような取り組みに活用させていただきます

風

いきいき人づくりのために

将来を担う子どもの教育環境の充実、文化やスポーツの振興、生涯学習の推進など



林

すこやか福祉づくりのために

赤ちゃんから高齢者までの住民福祉の向上、医療や生活支援の充実など



火

住みよい環境づくりのために

自然の保護や緑化の推進、温暖化の防止対策、交通安全や公害対策など



山

県都甲府のまちづくりのために

都市基盤や市施設の整備、産業や観光の振興、地域の活性化など

※当分の間は「新庁舎の建設」に活用させていただきます。



◇

その他の事業のために

特に希望がある場合はご記入ください

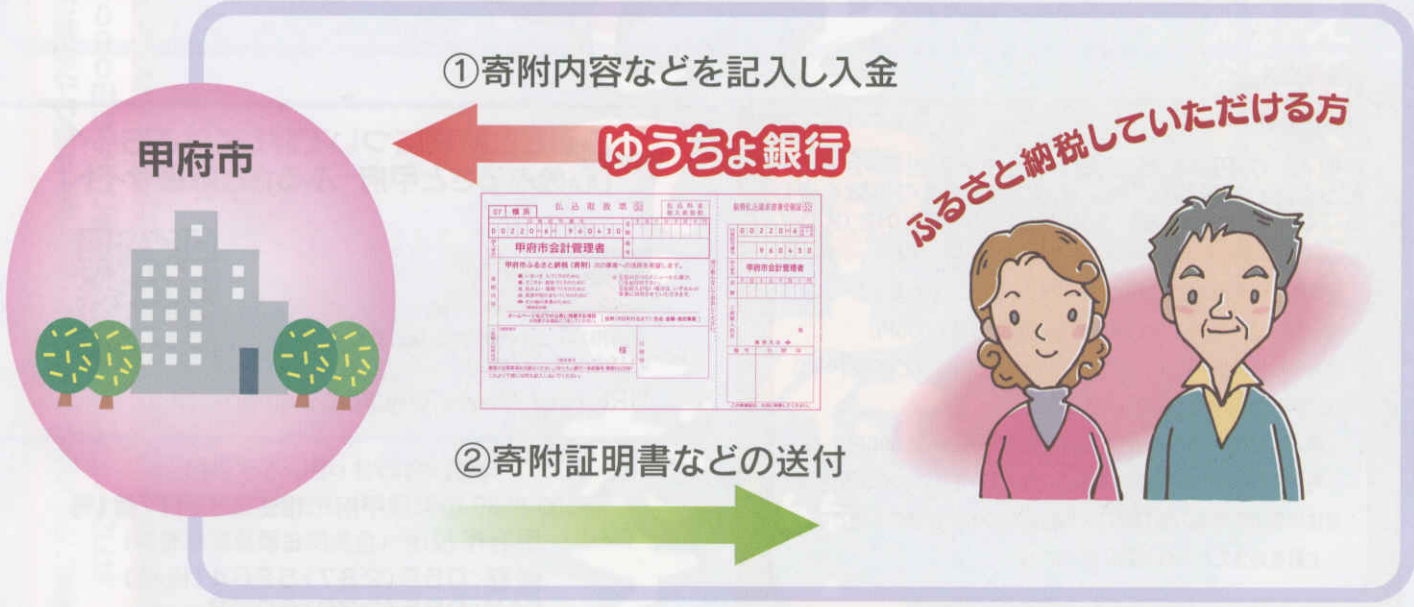
※寄附をしていただいた方にお礼として、温泉入湯券、農産物直売所での特産品引換券などをお送りいたします。また、5,000円以上のご寄附をお寄せいただいた方には、とうもろこしや桃、ぶどうなど甲府市の特産品をお贈りいたします。旬の味覚をお楽しみください。



を未来へ引き継いでいくために...

①ふるさと納税(寄附)の手続き(ゆうちょ銀行支払いの場合)

ほかに払込方法は「納付書払い」と「現金書留払い」もあります。(詳しくはホームページをご覧ください。)



**全国のゆうちょ銀行で
お支払いできます**

下記の「払込取扱票」に、ご住所、お名前、寄附金額などをご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行でお支払いください(払込手数料は無料です)。

ご入金を確認させていただいた後に、
寄附証明書をお送りさせていただきます。
(確定申告の際に必要となります。)

07	横浜	払込取扱票		払込料金 加入者負担	
口座記号番号				金額	
0	0	2	2	0	6
9 6 0 4 3 0					
加入者名	甲府市会計管理者			備考	
寄附内容	<p>甲府市ふるさと納税(寄附) 次の事業への活用を希望します。</p> <p>風、いきいき 人づくりのために 林、すこやか 福祉づくりのために 火、住みよい 環境づくりのために 山、県都甲府のまちづくりのために ◆ その他の事業のために (具体的内容:)</p> <p>※ 左記の5つのメニューから選び、○をお付け下さい。 なお記入がない場合は、いずれかの事業に活用させていただきます。</p> <p>ホームページなどでの公表に同意する項目 ※同意する項目に○をしてください。 [住所(市区町村名まで)・氏名・金額・指定事業]</p>				
ご依頼人住所氏名	様			日附印	

振替払込請求書兼受領証					
口座記号番号	0 0 2 2 0 6				
加入者名	甲府市会計管理者				
金額	9 6 0 4 3 0				
ご依頼人氏名	様				
備考	風林火山 ◆				
日附印					

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 横第5628号)
これより下部には何も記入しないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

② 税の控除について

確定申告が必要です。

ふるさと納税していただいた方



① 確定申告
(寄附証明書添付)

② 所得税の軽減

③ 翌年度の
住民税から控除

住所地の所轄税務署



申告書(連絡)

住所地の市区町村



確定申告により、所得税と住民税から控除されます。控除の上限は、個人住民税所得割額の約1割です。

※限度額は、個人により異なりますが、年収700万円、夫婦+子ども2人の方の場合3万円程度(参考例参照)

※法人の場合は全額損金算入できます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

参考例

年収700万円の世帯(夫婦と子ども2人世帯)が3万円をふるさと納税した場合25,300円の税の控除を受けることができます。(個人住民税所得割の年額29万2,000円)

所得税と住民税の控除額の合計=25,300円…①+②+③

・所得税の所得控除による税額軽減(適用下限額2,000円)

所得税控除額=(30,000円-2,000円)×10%=2,800円…①

・住民税の税額控除(適用下限額5,000円)

基本控除額=(30,000円-5,000円)×10%=2,500円…②

特例控除額=(30,000円-5,000円)×80%=20,000円…③

※住民税の所得割の約1割(この場合29,200)が控除の上限です。

上限を超えた部分は控除になりません。

※住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の控除対象限度額は、地方公共団体以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%です。
※所得税法の改正等により控除対象外となる自己負担額が変更になる場合があります。

ふるさと納税について詳しくはこちらへ
「心のふるさと甲府 ふるさと応援サイト」



甲府市ホームページからはこちら
のバナーをクリック!

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>



問い合わせ・申し込み窓口

〒400-8585 山梨県甲府市相生二丁目17番1号

甲府市役所(企画部企画総室総務課)

電話:055(237)5264(直通)

FAX:055(220)6938

Eメール:kksoumu@city.kofu.lg.jp

【ご注意】

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。